

事業者の皆様へ

工場等における昇降機の設置に係る留意事項について

平成21年2月、兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けられたエレベーターにおいて死亡事故が発生し、その後もエレベーターに関する事故が多発しています。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法に基づく確認申請等の記録が見つからず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、荷重1t未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、

それとは別に、建築基準法において、

かご床面積1㎡超又は高さ1.2m超のものはエレベーターの規定が、

かご床面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下のものは小荷物専用昇降機の規定が

それぞれ適用されます。

工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく 手続き(建築確認、完了検査、定期検査報告)を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせは、裏面に記載してある市の担当までお願いいたします。

建築基準法では、

・簡易リフト

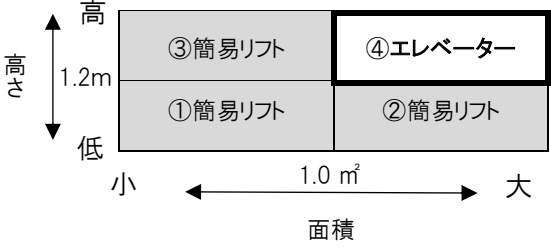
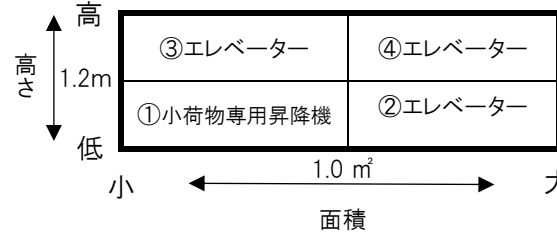
・1t未満のエレベーター

についても、原則として、

建築確認、完了検査、定期検査報告

が必要となります。

【労働安全衛生法と建築基準法の相違点】

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター で積載荷重 0.25t以上のもの (一般公衆の用に供されるものは除く)	人又は荷物を運搬する昇降機 (用途、積載荷重にかかわらず)
区分	<p>●エレベーター かごの床面積が1㎡を超え、 かつ、天井の高さが 1.2mを超えるもの</p> <p>●簡易リフト 荷のみを運搬するエレベーターで、 かごの床面積が1㎡以下、 又は、天井の高さが 1.2m以下のもの</p> 	<p>●エレベーター かごの床面積が1㎡を超え、 又は、天井の高さが 1.2mを超えるもの</p> <p>●小荷物専用昇降機 物を運搬するための昇降機で、 かごの床面積が1㎡以下、 かつ、天井の高さが 1.2m以下のもの</p> 
<p>※労働安全衛生法では④のみがエレベーターですが、 建築基準法では①～④のすべてが</p> <p>昇降機(エレベーター、小荷物専用昇降機)</p> <p>となるため、 建築基準法における昇降機の構造規定が適用されます。</p>		

※労働安全衛生法の規定は、建設業・製造業・運輸交通業・貨物取扱業等の事業所に設置されるものに限りません。

※建築基準法の規定は、労働安全衛生法と異なり事業の種類に関係なく適用されます。

【建築基準法に関するお問い合わせ先】

甲府市 建築指導課 055-237-5828